

令和 7 年度

水 防 計 画

毛呂山町

目 次

第 1 章	総 則	1
第 2 章	水防機関	1
第 3 章	監視、警戒及び重要水防区域	2
第 4 章	水門等の操作	2
第 5 章	器具、資材及び設備の整備運用並びに輸送	3
第 6 章	通信連絡	5
第 7 章	洪水予報	6
第 8 章	水防警報	8
第 9 章	水防機関の活動	8
第 10 章	決壊時の処置	1 2
第 11 章	協力応援	1 3
第 12 章	水防報告等	1 4
第 13 章	その他	1 4

別記 1	毛呂山町水防協議会設置要綱
別記 2	毛呂山町水防協議会委員名簿
別記 3	直轄河川重要水防区域一覧表
別記 4	水門等の操作基準表
別記 5	洪水予報・水防警報の伝達系統
別記 6	水防工法の概要

第1章 総 則

1 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第33条に基づき、洪水に際し水害を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するため、毛呂山町の区域内各河川等に対する水防上必要な予報、警戒、監視、通信の確保及び連絡、水門の操作、水防のための水防団並びに消防機関の活動、各団体間の相互協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備と運用について、実施の大綱を示したものである。

2 安全配慮

水防団及び消防機関並びに町職員は活動等に従事する際、自身の安全確保に留意して実施するものとする。

第2章 水防機関

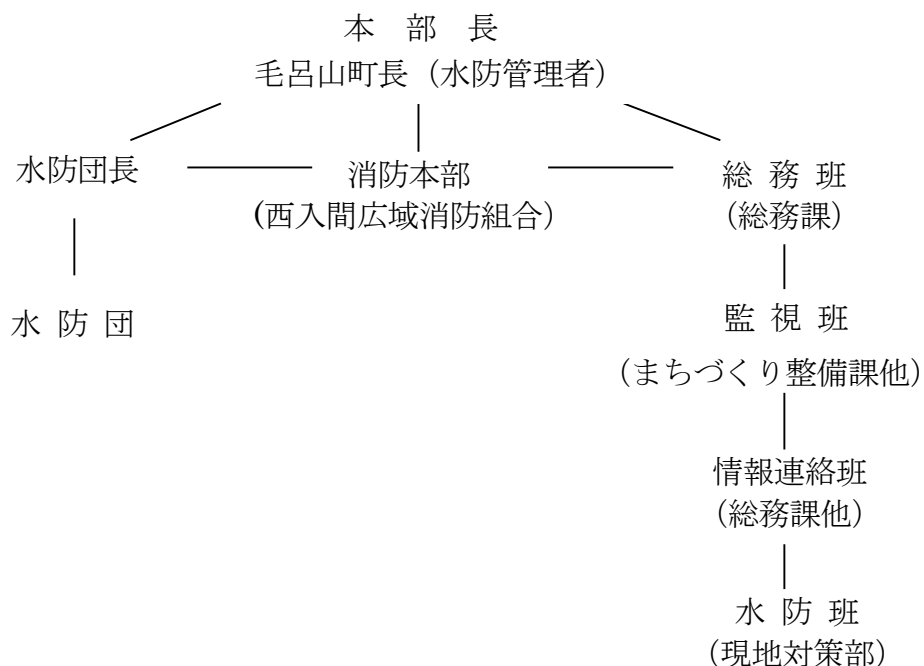
1 水防機関

水防管理者である毛呂山町長（以下「管理者」という。）は、法第10条（洪水予報）又は法第16条（水防警報）の通知により、洪水等の恐れがあると認めた時から洪水等の危険が解消したと認められる時まで又は必要に応じて水防本部を設置し、事務を処理する。

2 組織系統

管理者は、法第5条に基づき、毛呂山町区域内の水防団及び消防機関を指揮し、水防事務を処理する。

水防本部



3 水防協議会

- (1) 法第34条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、毛呂山町水防協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
- (2) 協議会の組織及び運営等は、毛呂山町水防協議会設置要綱（令和7年毛呂山町告示第38号）の定めるところによる。（別記1）
- (3) 協議会の構成は、別記2のとおりとする。

第3章 監視、警戒及び重要水防区域

1 定期監視

管理者は、定期に区域内の水防上特に重要な箇所を巡回させ、危険であると認められる箇所が発見された時は、国土交通省の管理区域にあつては荒川上流河川事務所に、埼玉県管理区域にあつては飯能県土整備事務所に必要な措置を求めなければならない。

2 非常時警戒

管理者は、水防のため出動命令を出した時から分担をして、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は、直ちに国土交通省荒川上流河川事務所又は飯能県土整備事務所に状況を報告するとともに水防作業を開始する。

(1) 警戒にあたって特に注意する事項

- ① 堤防裏斜面の漏水又は飽水による亀裂や欠け崩れ
- ② 堤防表斜面で水当たりの強い場所の亀裂や欠け崩れ
- ③ 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ④ 堤防の水があふれる
- ⑤ 水門の両袖、又は底部よりの漏水と肩の締め具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異状

3 警察官の援助

管理者は、法第22条の規定に基づき、水防のためその区域への立入り禁止、盗難予防、避難立ち退きのための誘導、緊急輸送等必要があると認めるときは、西入間警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。

4 重要水防区域及び箇所

町内各河川の重要水防区域及び箇所は、別記3のとおりとする。

第4章 水門等の操作

1 水門の操作

主として農業用水導入の目的で設置されている水門は、他面内水の調整、特に洪水時においては重要な機能を果たしている。災害時にこれらの操作ミスは被害を誘発し、拡大する危険性があることに鑑み、完全な管理と適切な操作を果たし得るよう次の事

項に万全な措置を講ずるものとする。

(1) 水門担当者は、平素はもとより、特に気象状況の通知を受けたときは、直ちに工作物の点検をして増水時の操作に支障のないようにしておくものとする。

(2) 水門等の設置場所、操作基準は別記４のとおりとする。

(3) 水門点検整備事項

- ① 本体の劣化、剥離の状況
- ② 本体の亀裂の状況
- ③ 本体の継目の状況
- ④ ゲートの変形の状況
- ⑤ ゲートの腐蝕の状況
- ⑥ ゲートの破損の状況
- ⑦ ゲートの開閉の状況
- ⑧ ゲートの開閉装置の状況
- ⑨ 附属施設の状況
- ⑩ 上下流の取付け護岸の状況
- ⑪ 操作に必要な機械器具の注油及び分解掃除
- ⑫ その他必要な箇所の点検整備

(4) 管理者は、集中豪雨その他突発的事態により樋管担当者独自で操作することが困難な場合は、法第２４条の規定に基づき、町内に居住する者、又は水防の現場にある者をして操作に従事させることができる。

第５章 器具、資材及び設備の整備運用並びに輸送

１ 器具、資材及び設備の整備基準

(1) 施設の器具、資材の設備基準は次のとおりである。《県標準資機材表参照》

器具	のこぎり	掛矢	ショベル	照明具	斧	鎌
	４本	１０丁	３０丁	３個	５丁	１０丁
資材	土のう袋	シート	ロープ	木材（杭）	竹	予備土
	６００枚	１００枚	２００kg	４本	１５本	若干

(2) 管理者は、整備基準に準拠し整備に努めるものとする。

- (3) 災害時において使用した水防資材の充足は、適宜行うものとする。
- (4) 緊急時において備蓄してあった資材及び他の備蓄資材を使用してなお不足を生じる場合は、法第28条の規定に基づき措置するものとする。

2 水防倉庫及び備蓄資材

(令和7年4月1日現在)

名称及び所在地	管 理 者 責 任 者	器 具							
		のこぎり	掛矢	シヨベル	照明具	運搬具	ツルハシ	斧	鎌
		(本)	(丁)	(丁)	(個)	(個)	(丁)	(丁)	(丁)
毛呂山町水防倉庫 毛呂山町岩井西	毛呂山町長	8	18	15	1	0	0	0	15

名称及び所在地		資 材						
		土のう袋	シート	ロープ	パイプ	パイプ馬	木材(杭)	鉄線
		(枚)	(枚)	(巻)	(本)	(台)	(本)	(kg)
毛呂山町水防倉庫 毛呂山町岩井西	2,700	50	12	5	10	30	100	0

3 水防屯所

管理者は、法第10条第3項の規定（洪水予報）又は、第16条第3項（水防警報）の通知を受け、かつ、引続き洪水のおそれがあると認めた時は、次のとおり水防屯所を設置し、水防活動の万全を期すものとする。

河川名	責任者	水防屯所所在地
越辺川、高麗川	毛呂山町長	毛呂山町中央2-1（毛呂山町役場）

4 輸 送

水防活動に従事可能な輸送機関は、次のとおりである。

なお、緊急時における輸送体制は、関係者の協力を得て輸送の万全を期すものとする。

名 称	指令車	ダンプ・トラック	ライトバン
毛呂山町水防屯所	1	4	3

第6章 通信連絡

1 災害時優先通信の取扱い

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は法第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項に基づき、災害時優先通信を利用することができる。

利用にあたっては、電気通信事業者へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

2 その他の通信施設の使用

その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

- (1) 警察通信施設
- (2) 気象台等通信施設
- (3) 鉄道通信施設
- (4) 電力事業者通信施設

第7章 洪水予報

1 水防活動用注意報及び警報の種類並びに基準

- (1) 法第10条第1項及び気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）第14条の2第1項による洪水予報の種類及び発表の基準（熊谷地方气象台）は次のとおりである。

分 類	種 類	解 説
気象注意報	大雨注意報	① 表面雨量指数基準 9 ② 土壌雨量指数基準 94
洪水注意報	洪水注意報	流域雨量指数基準 葛川流域＝4.4、越辺川流域＝16.7 複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数） 越辺川流域＝5、16.7
気象警報	大雨警報	① 表面雨量指数基準 25 ② 土壌雨量指数基準 146
洪水警報	洪水警報	流域雨量指数基準 葛川流域＝5.5、越辺川流域＝20.9 複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数） 越辺川流域＝7、18.8
気象情報	大雨に関する情報	大雨に関して事前に注意を喚起する場合、及び大雨注意報、大雨警報の補足説明を必要とするとき行う。
	台風に関する情報	台風に関して事前に注意を喚起する場合、及び気象注意報、気象警報の補足説明を必要とするとき行う。
	記録的短時間大雨情報	記録的な1時間降水量が観測された時に、その状況を簡明に表現して速報するものであり、埼玉県内の発表基準は100mmである。大雨警報が発表されている間に行う。

※ 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水危険度の高まりを表す指標で、地面の被膜状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。

※ 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に溜まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

※ 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

- (2) 予報は、埼玉県地域防災計画風水害対策編第2章第5に定めるところにより伝達され、別記5の洪水予報・水防警報の伝達系統により伝達する。

2 指定河川の洪水予報の種類及び基準

法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項による指定河川の洪水予報

名 称	発表者	発表機関
越辺川・都幾川・高麗川 洪水予報	国土交通大臣 気象庁長官	国土交通省関東地方整備局荒川上流 河川事務所 熊谷地方気象台

洪水予報の種類

洪水予報の標題 (洪水予報の種類)	水位の名称	解説及び発表基準
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫発生	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき（国発表の洪水警報）
氾濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位	高齢者等避難の発令の目安となる水位 基準地点の水位が氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位	水防団が出動して水防活動を行う目安となる水位 基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき
発表なし	水防団待機水位	水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位

洪水予報を行う河川

予 報 区域名	河川名	区 域		標準水 位観測 所	水防団 待機水 位(m)	氾 濫 注 意 水 位 (m)	避 難 判 断 水 位 (m)	氾 濫 危 険 水 位 (m)
越辺川 ・ 都幾川 ・ 高麗川	越辺川	左 岸	鳩山町大字赤沼字天神下 57 番の 2 地先から入間川への合流点まで	入 西 高坂橋 天神橋	2.00	3.00	3.00	3.20
		右 岸	毛呂山町大字苦林字清水 346 番地先から入間川への合流点まで		3.00	3.50	4.10	4.60
	都幾川	左 岸	東松山市大字石橋字川原山 2 番の 1 地先から越辺川への合流点まで		1.50	2.10	2.50	2.90
		右 岸	東松山市大字下唐子字榎町 83 番の 3 地先から越辺川への合流点まで	野 本	2.00	3.50	4.50	5.00

	高麗川	左岸	坂戸市大字森戸字市前 1163 番地先から越辺川への合流点まで	坂戸	1.00	1.50	2.80	3.40
		右岸	坂戸市大字森戸字赤城 847 番地先から越辺川への合流点まで					

第8章 水防警報

法第16条の規定に基づく水防警報は、次の基準によるものとする。

1 国土交通大臣の行う水防警報

- (1) 水防警報伝達系統は別記5のとおりとする。
- (2) 水防警報の対象となる区域内の水位標

河川名	水位 観測所	地 先 名	水 防 団 待機水位	氾濫注意 水 位	氾濫危険 水 位
越辺川	入 西 高坂橋 天神橋	坂戸市大字沢木	2.00m	3.00m	3.20m
		坂戸市片柳	3.00m	3.50m	4.60m
		坂戸市赤尾	1.50m	2.10m	2.90m
高麗川	坂戸	坂戸市大字上吉田	1.00m	1.50m	3.40m

2 水防警報の種類

- (1) 水防警報の種類は次のとおりである。

種 類	内 容
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
指 示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩れ、亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

第9章 水防機関の活動

1 水防機関の非常配備

管理者は、洪水予報が発せられ、引続き災害が予想されるときは、次の基準により水防体制に入るものとする。

配備体制	内 容
第1配備体制	少数の人員で主として情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によっては、直ちに招集その他の活動ができる体制をとる。
第2配備体制	所属人員の約2分の1を動員し、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる体制をとる。
第3配備体制	所属人員全員を動員し完全な水防体制をとる。

2 水防信号、水防標識等

(1) 水防信号

法第20条の規定による信号は、次のとおりとする。

警 鐘 信 号	サイレン信号	事 項
第1信号 ●休止 ●休止 ●休止	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ● — 休止 ● — 休止 ● — 休止	氾濫注意水位に達したことを知らせる。
第2信号 ● — ● — ● ● — ● — ●	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ● — 休止 ● — 休止 ● — 休止	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。
第3信号 ● — ● — ● — ● ● — ● — ● — ●	10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ● — 休止 ● — 休止 ● — 休止	区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるもの。
第4信号 乱 打	1分5秒 1分5秒 ● — 休止 ● — 休止	必要と認める区域内の居住者が避難するため立退くことを知らせるもの。
備 考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときには、口頭伝達により周知させるものとする。	

(2) 水防標識

法第18条による車両の優先通行標識は、水防に関する規則（昭和25年埼玉県規則第4号）第3条に定めるものとする。

(3) 身分証票

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

(表)

第	号	身分証票
住 所		
氏 名		
職 名		
上記の者は、水防法第49条第1項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。		
年 月 日		
管理者 毛呂山町長		氏 名 印

(裏)

- 水防法
第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。
- 2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 注意事項
(1) 本証は水防法第49条第2項による立入証である。
(2) 本証の身分に変更があつたときは速やかに訂正を受けること。
(3) 記名以外の者の使用を禁ずる。
(4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

3 水防作業

(1) 水防工法

水防活動従事者は水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮し、最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その活動に際しては、自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間を考慮して、自身の危険性が高いと判断した時には、自身の避難を優先する。

(2) 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの

者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

(3) 避難のための立退き

洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

この場合、西入間警察署長にその旨を通知するものとする。

4 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③ 車両その他の運搬用機器の使用
- ④ 排水用機器の使用
- ⑤ 工作物その他の障害物の処分

また、管理者から委任を受けた民間事業者等は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

(2) 公用負担権限委任証

法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書その他これ等の委任を受けた者にあつては、次のような公用負担権限委任証を携行し、必要ある場合は、これを提示する。

(表)

公用負担権限委任証	
職 名 氏 名	
上記のものに 委任したことを証明する。	
年 月 日	
管理者 毛呂山町長 氏 名 印	

(裏)

●水防法

第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前2項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

第	号	公用負担命令書	
種 類	員 数		
使 用	収 用	処 分	
年	月	日	
		管理者	毛呂山町長
		氏	名
		事務取扱者	氏
			名
		殿	

第10章 決壊時の処置

1 決壊時の通報

堤防等が決壊し、又はこれに準ずべき事態が予想されるときは、管理者は、法第25条の規定により直ちにその旨を荒川上流河川事務所越辺川出張所情報連絡担当官及び飯能県土整備事務所に通報するものとする。

2 警察官の出動要請

堤防等が決壊し、又はこれに準ずべき事態が予想されるときは、管理者は、法第22条の規定により西入間警察署長に対し、警察官の出動を要請することができる。

3 居住者等の水防義務

管理者は、水防のためやむを得ない必要があるときは、法第24条の規定により区域内に居住する者、又は、水防の現場にある者を水防作業に従事させることができる。

4 避難指示等

- (1) 管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、水防信号、その他の方法により、法第29条の規定による避難のため立ち退くべきことを指示することができる。
- (2) 避難指示等及び立退先については、町の定める地域防災計画によるものとし、伝達系統は別記5による。
- (3) 管理者が指示する場合においては、直ちに知事及び西入間警察署長に通知しなければならない。

5 水防配備の解除

水位が氾濫注意水位以下に減じ、水防警戒の必要がなくなったときは、管理者は水防配備の解除を命ずるとともに、これを一般に周知させ知事に対してその旨を報告しなければならない。

第11章 協力応援

1 河川管理者の協力

河川管理者関東地方整備局長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫到達市区町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

2 協力応援

管理者は、水防機関の相互協力応援について法第23条第1項に基づき分担区域に危険のない限り相互に応援するほか、当該区域において調整することが不可能な水防資材についても併用の便を図るものとする。

3 費用負担

水防のため緊急の必要があり法第28条の規定に基づき調達した資材については、公費をもって負担するものとする。

4 自衛隊に対する出動要請

被害が拡大し生命財産に多くの損害を引き起こす恐れがあるときは、管理者は自衛隊の災害派遣要請を知事に依頼することができる。

第12章 水防報告等

1 水防活動実施報告

管理者は、水防活動実施の際、その状況を埼玉県水防計画に定める様式により、荒川上流河川事務所及び飯能県土整備事務所に次のとおり報告するものとする。

(1) 活動開始及び終結報告

水防活動開始及び終結時に報告。

(2) 異常報告

亀裂、漏水、越水、洗堀等の状況が生じた場合は逐次、情報収集し、報告。

(3) 重大災害状況報告

破堤等、重大な状況が生じた場合は、速やかに情報収集し、または情報が入り次第、報告。

2 活動内容報告

水防活動が終結したときは、管理者は区域内の状況を取りまとめ、埼玉県水防計画に定める様式により、荒川上流河川事務所及び飯能県土整備事務所に水防活動の報告をするものとする。

なお、各水防関係者は、速やかに水防活動実施状況を管理者に報告するものとする。

第13章 その他

1 水防訓練

管理者は、法第32条の2の定めるところにより次のとおり水防訓練を実施するものとする。

(1) 日時 令和7年6月1日(日)

午前9時30分開始

(2) 場所 毛呂山町内

(3) 内容 重要水防箇所巡視及び水防工法実施訓練

毛呂山町水防協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、毛呂山町附属機関設置条例（令和5年毛呂山町条例第4号）第3条の規定に基づき、毛呂山町水防協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、会長1人及び委員11人以内をもって組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項の規定にかかわらず、他の委員の任期途中で新たに委嘱された委員の任期は、他の委員の残任期間と同一の期間とする。

(会長)

第4条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、事務局を毛呂山町総務課内におく。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、水防法第4条の規定による埼玉県知事の指定の日から施行する。

毛 呂 山 町 水 防 協 議 会 委 員 名 簿					
	委員の種別	区 分	機 関 名	職 名	氏 名
1	会 長	毛呂山町長	毛呂山町役場	町長	井 上 健 次
2	委 員	関係行政機関	国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所	所長	萩 原 健 介
3	委 員	関係行政機関	埼玉県飯能県土整備事務所	所長	関 宏
4	委 員	関係行政機関	埼玉県警察西入間警察署	署長	小 西 勉
5	委 員	関係行政機関	西入間広域消防組合	消防長	宮 寺 定 幸
6	委 員	町の職員	毛呂山町役場	副町長	関 本 建 二
7	委 員	町の職員	毛呂山町教育委員会	教育長	高 沢 佳 弘
8	委 員	町の職員	毛呂山町役場	総務課長	酒 巻 義 一
9	委 員	町の職員	毛呂山町役場	産業振興課長	山 口 貴 尚
10	委 員	町の職員	毛呂山町役場	まちづくり整備課長	大 畑 俊 文
11	委 員	水防機関	毛呂山水防団	団長	細 田 哲 哉

令和7年度 直轄河川重要水防区域一覧表（荒川水系・越辺川）

別記3

番号	荒上 対象 番号	県 及 び 市 町 村		河川名	重 要 度		左 右 岸別	重 要 水 防 箇 所		延 長 (m)	重 要 な る 理 由	想定される 水防工法
		担当水防団体	担当事務所		種 別	階級		地 先 名	軒杭位置(K, m)			
越39	越右 15-1	毛呂山町	飯能県土整備	越辺川	越水（溢水）	(重点) A	右	入間郡毛呂山町大字苦林	15.0 上 0 ~ 下 16	24	計画高水流量規模の洪水の水位が現況堤防高を超える 越水危険箇所（15.0k）	積み土嚢工法
越40	越右 15-2	毛呂山町	飯能県土整備	越辺川	越水（溢水）	B	右	入間郡毛呂山町大字苦林	15.0 下 16 ~ 上 36	221	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない	積み土嚢工法
合 計										245		
上記の内訳					重点箇所	1箇所				24		
					要注意	0箇所				0		
					越水（溢水）A	1箇所				24		
					堤体漏水A	0箇所				0		
					基礎地盤漏水A	0箇所				0		
					水衝・洗堀部A	0箇所				0		
					工作物A	0箇所				0		
					越水（溢水）B	1箇所				221		
					堤体漏水B	0箇所				0		
					基礎地盤漏水B	0箇所				0		
					水衝・洗堀部B	0箇所				0		
					工作物B	0箇所				0		
					新堤防	0箇所				0		
					破堤跡	0箇所				0		
					旧川跡	0箇所				0		

令和7年度 重要水防箇所一覧表（荒川水系・葛川）

番号	補助 番号	県 及 び 市 町 村		河川名	重 要 度		左右 岸別	重 要 水 防 箇 所		延 長 (m)	重 要 な る 理 由	想定される 水防工法
		河川管理者 県土整備事務所	水防管理団体		種 別	階級		地 先 名	杆杭位置(K, m)			
葛3		埼玉県飯能県土	毛呂山町	葛川	堤防高（流下能力）	要	左	毛呂山町大字西大久保 ～ 毛呂山町大字西大久保	5.4 k ～ 0.8 m	80	堤防完成後3年未満 R5.3月完成	積土のう工
葛4		埼玉県飯能県土	毛呂山町	葛川	堤防高（流下能力）	要	右	毛呂山町大字西大久保 ～ 毛呂山町大字西大久保	5.4 k ～ 0.8 m	80	堤防完成後3年未満 R5.3月完成	積土のう工
葛5		埼玉県飯能県土	毛呂山町	葛川	堤防高（流下能力）	B	左	毛呂山町大字西大久保 ～ 毛呂山町大字下川原	5.4 k ～ 0.8 m	2,420	堤防余裕高不足、流下能力不足	
葛6		埼玉県飯能県土	毛呂山町	葛川	堤防高（流下能力）	B	右	毛呂山町大字西大久保 ～ 毛呂山町大字下川原	5.4 k ～ 0.8 m	2,420	堤防余裕高不足、流下能力不足	
合 計										5,000		
上記の内訳					堤防高（流下能力）B 堤防高（流下能力）要	2 箇所 2 箇所				4,840 160		

令和7年度 重要水防箇所一覧表（荒川水系・越辺川）

番号	補助 番号	県 及 び 市 町 村		河川名	重 要 度		左右 岸別	重 要 水 防 箇 所		延 長 (m)	重 要 な る 理 由	想定される 水防工法
		河川管理者 県土整備事務所	水防管理団体		種 別	階級		地 先 名	杆杭位置(K, m)			
越県3		埼玉県飯能県土	毛呂山町 鳩山町	越辺川	堤防高	A	左	鳩山町大字今宿 ～ 毛呂山町大字箕和田	0.4 k ～ 40 m	3,260	堤防高不足	積土のう工
越県4		埼玉県飯能県土	毛呂山町	越辺川	堤防高	A	右	毛呂山町大字苦林 ～ 毛呂山町大字岩井	0.4 k ～ 90 m	3,210	堤防高不足	積土のう工
越県5		埼玉県飯能県土	毛呂山町	越辺川	堤防高	要	左	毛呂山町大字苦林 ～ 毛呂山町大字苦林	0.2 k ～ 10 m	230	R4.7月完成 堤防完成後3年未満	シート張工
越県6		埼玉県飯能県土	毛呂山町	越辺川	堤防高	要	右	毛呂山町大字苦林 ～ 毛呂山町大字苦林	0.2 k ～ 30 m	260	R4.7月完成 堤防完成後3年未満	シート張工
越県7		埼玉県飯能県土	毛呂山町	越辺川	堤防高	要	左	毛呂山町大字苦林 ～ 毛呂山町大字苦林	0.0 k ～ m	210	堤防完成後3年未満	シート張工
越県8		埼玉県飯能県土	毛呂山町	越辺川	堤防高	要	右	毛呂山町大字苦林 ～ 毛呂山町大字苦林	0.0 k ～ m	230	堤防完成後3年未満	シート張工
合 計					8 箇所					7,400		
上記の内訳					堤防高 A 堤防高 要	2 箇所 4 箇所				6,470 930		

令和7年度 重要水防箇所一覧表（荒川水系・大谷木川）

番号	補助 番号	県 及 び 市 町 村		河川名	重 要 度		左右 岸別	重 要 水 防 箇 所		延 長 (m)	重 要 な る 理 由	想定される 水防工法
		河川管理者 県土整備事務所	水防管理団体		種 別	階級		地 先 名	杆杭位置(K, m)			
大谷1		埼玉県飯能県土	毛呂山町	大谷木川	堤防高	B	左	毛呂山町大字長瀬 ～ 毛呂山町大字大谷木	2.3 k ~ m 6.5 k m	4,200	堤防高不足、流下能力不足	積み土嚢工
大谷2		埼玉県飯能県土	毛呂山町	大谷木川	堤防高	B	右	毛呂山町大字長瀬 ～ 毛呂山町大字大谷木	2.3 ~ m 6.5	4,200	堤防高不足、流下能力不足	積み土嚢工
合 計										8,400		
上記の内訳					堤防高 B 2 箇所					8,400		

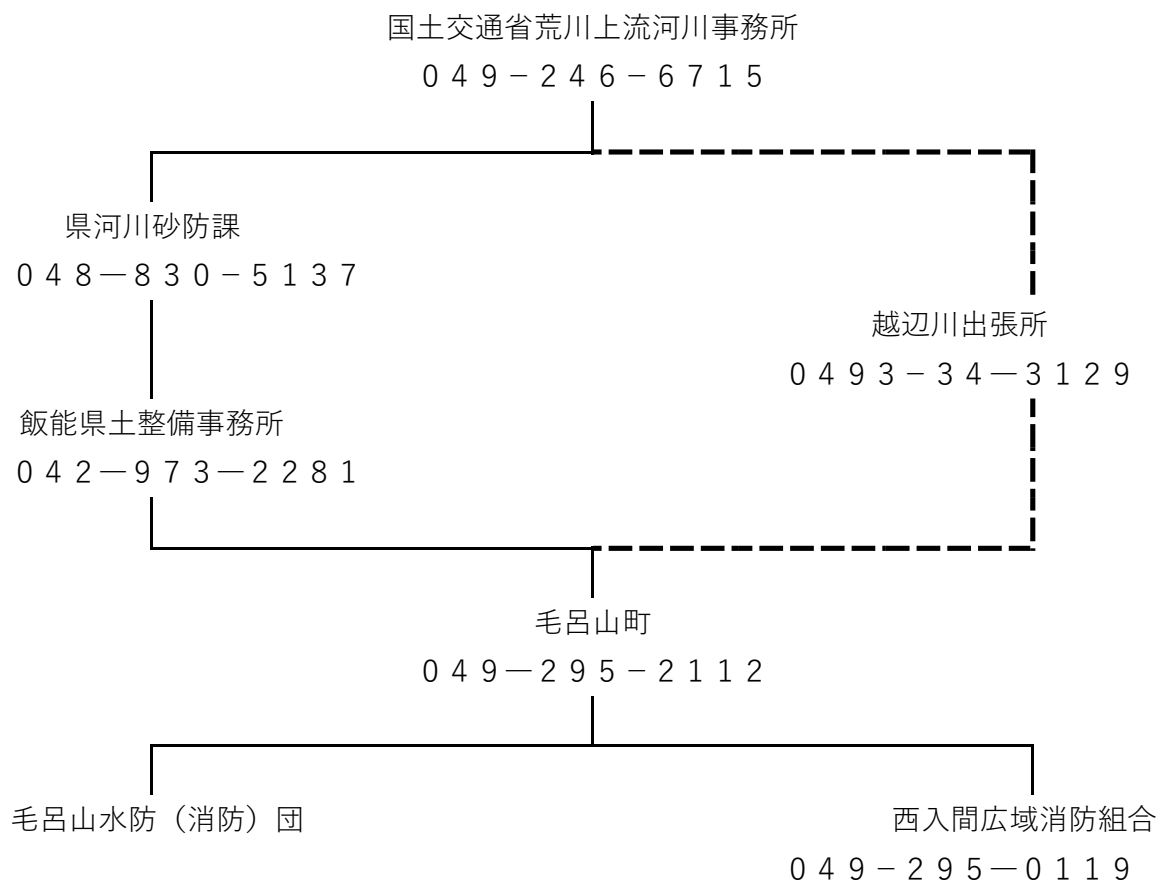
令和7年度 重要水防箇所一覧表（荒川水系・毛呂川）

番号	補助 番号	県 及 び 市 町 村		河川名	重 要 度		左右 岸別	重 要 水 防 箇 所		延 長 (m)	重 要 な る 理 由	想定される 水防工法
		河川管理者 県土整備事務所	水防管理団体		種 別	階級		地 先 名	杆杭位置(K, m)			
毛2		埼玉県飯能県土	毛呂山町	毛呂川	堤防高	B	右	毛呂山町大字平山 ～ 毛呂山町大字毛呂本郷	0.8 ~ m 1.4	600	堤防高不足、流下能力不足	積み土嚢工
合 計										600		
上記の内訳					堤防高 B 1 箇所					600		

水門等の操作基準表

番号	河川名	名称	位置	管理者	操作担当者	操作基準	備考
1	越辺川	苦林樋間管	右岸 毛呂山町大字苦林	国土交通大臣	毛呂山町長	樋管川表水位が1.4m以上で、越辺川から逆流が始まったときに全閉する。	電動捲揚式

洪水予報・水防警報の伝達系統



水防工法の概要

水防工法の分類について

水防工法にはいくつもあるが、その目的と資材人員等に応じて最も適切なものを選ばなければならない。

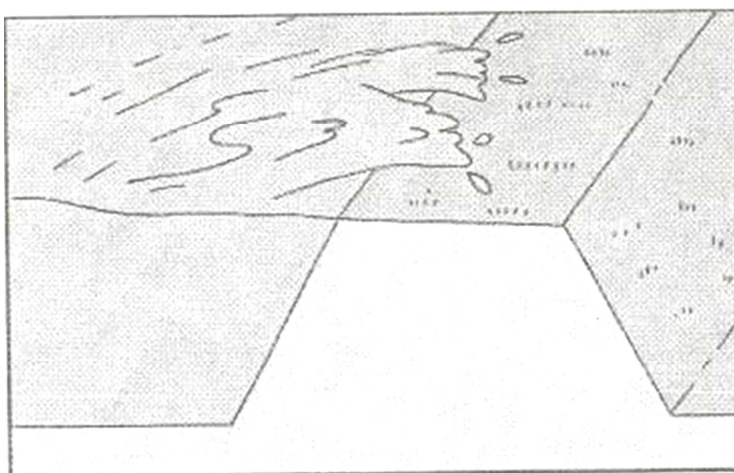
河川堤防の破堤原因は、次の 3 種類が主なものです。

- ・ 越水（溢水）：堤防から水があふれ出て、堤防の裏法面から決壊する。
- ・ 漏水（浸透）：河川の水位が高い場合、水圧により裏法面に河川が湧水して堤防が決壊する。
- ・ 洗堀：河水の流勢により表法面が洗掘され決壊する。

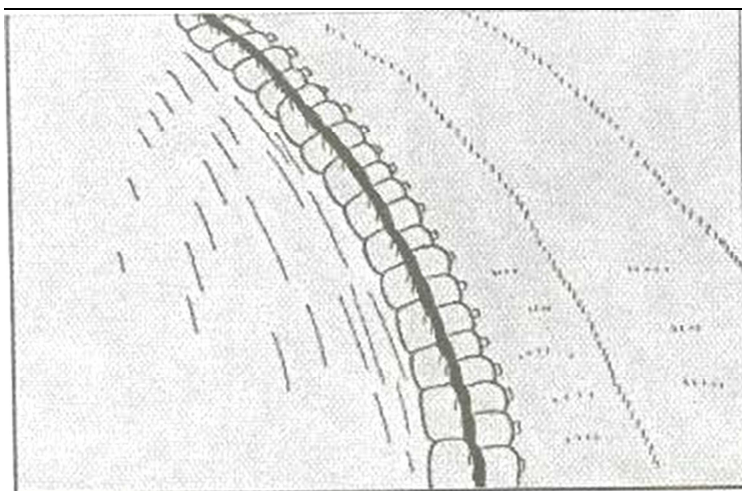
代表的な水防工法

越水防止 積土のう

- 状 況
- ・ 洪水により堤防が沈下
 - ・ 増水が速く、水が堤防を越える恐れ

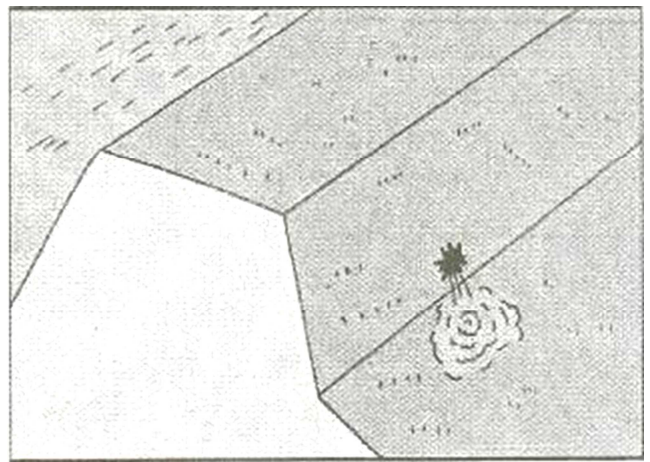


効 果 ・ 堤防天端に土のうを積み、越水を防止

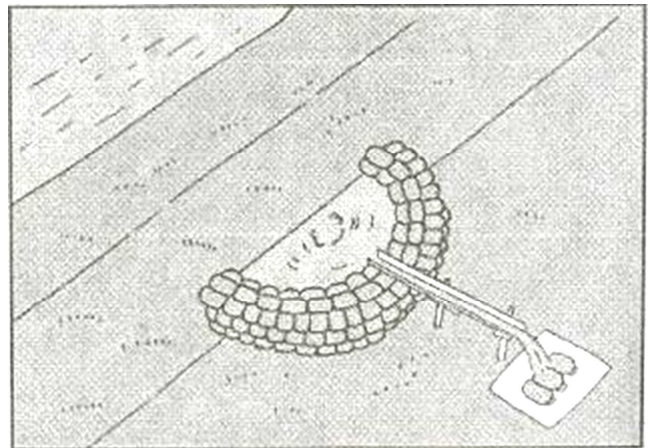


漏水防止 月の輪

- 状 況
- ・出水中堤防裏側に漏水した水が噴き出る

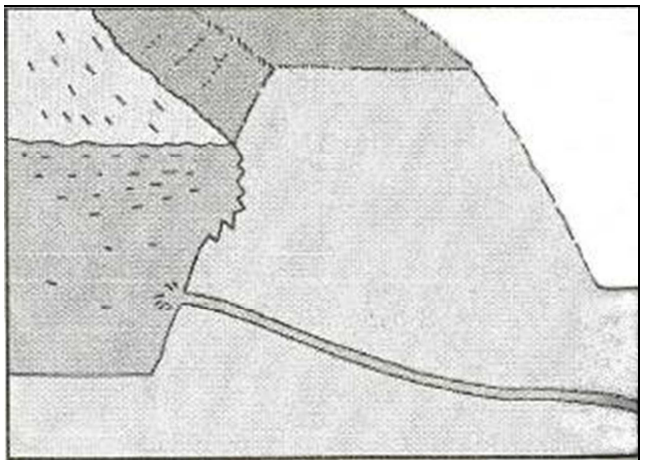


- 効 果
- ・土のうを積んで河川水位と漏水口との水位差を縮め、水の圧力を弱め、漏水口が拡大するのを防ぎ、堤防の決壊を未然に防止



洗堀防止 表面シート張り

- 状 況
- ・川表の崩れ
 - ・堤防の透水



- 効 果
- ・川表の崩れるのを防止
 - ・吸い込み口を防ぎ透水を防止

